

令和2年4月17日

被保険者の皆様へ

サニーピア健康保険組合
業 務 課

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給については、令和2年3月6日付で厚生労働省より事務連絡が発出され、被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行なっており、労務に服することができない場合、傷病手当金の支給対象となります。(別紙)表のとおり

なお、詳細については、厚生労働省事務連絡通知 **別紙**Q&Aで示されておりますのでご確認ください。

(別紙)

	被保険者の状態	傷病手当金申請可否	医師意見欄記載要否	就労状況等証明書要否
1	【自覚症状あり】(別紙：Q1 参照) 被保険者が新型コロナウイルス感染した場合	○	○	×
2	【自覚症状なし】(Q2 参照) 被保険者が検査で新型コロナウイルス「陽性」と判定された場合	○	○	×
3	【自覚症状あり】(Q3・4・5 参照) 被保険者が発熱などの自覚症状があり自宅療養を行なっている場合	○	注) 1 療養状況申立書	○
4	【自覚症状あり】(Q3・4・6 参照) 被保険者が発熱などの自覚症状があり自宅療養中であったが、医療機関へ受診したところ、新型コロナウイルス感染でなく、別疾病と診断された場合	○	○	○
5	事業所内で新型コロナウイルスに感染した者が発生したため、事業所全体が休業し、自宅待機を命じられた場合 (Q7 参照)	×	×	×
6	被保険者には自覚症状はなく、家族が感染し濃厚接触者になり、被保険者が休暇を取得した場合 (Q8 参照)	×	×	×

【注意事項】

- 1 上記3・4は、体調悪化等の理由で医療機関を受診することができず、医師の意見欄が記載できない場合、**被保険者は「療養状況申立書」を提出、事業主は「就労状況等証明書」を添付**してください。
- 2 上記5・6は、被保険者自身が療養のため労務不能ではないことから、傷病手当金の支給対象ではありません。